

地方公務員の消防団への入団の促進及び公立学校の 教職員の消防団活動に対する配慮

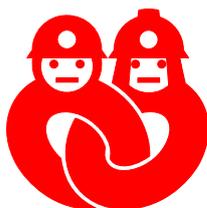
消防団は、地域防災の中核的存在として、地域の安心・安全のため大きな役割を果たしておりますが、少子高齢化や就業構造の変化等により、年々、団員数が減少しています。

このような状況から、消防庁では、平成18年7月に消防団員確保の推進について消防庁長官からの通知を発出し、10月には、消防庁内に消防団員確保相談窓口を設置し、あわせて消防団員の確保のための資料集を全市町村に配布しました。さらに11月には、「消防団協力事業所表示制度^(※)」を創設するとともに、平成19年1月から3月までの間を入団促進キャンペーンとして位置付け、関係機関の協力を得て消防団員の入団促進に係る行事の実施を予定しているなど、全力をあげて消防団員の確保に取り組んでいるところです。

また、これまでも地方公共団体職員を含め、特に地域に密着した事務・事業等を担っている団体などを対象に、消防団への入団の推奨を図ってきておりますが、地域の住民の生命、身体及び財産の保護のため、更には地域の安全にとって不可欠な消防団の活性化のため、各都道府県消防防災主管部長あて地方公務員の消防団への入団の促進について通知し、各都道府県教育長あて公立学校の教職員の消防団活動に対する配慮について依頼しましたのでお知らせします。

添付資料

- [1 地方公務員の消防団への入団の促進について](#)
- [2 公立学校の教職員の消防団活動に対する配慮について](#)
- [3 消防団の現況](#)



※消防団協力事業所表示制度
表示マーク

(連絡先) 防災課 担当：増子対策官、杉原理事官、太田係長
電 話 03-5253-7522 (直通) … 増子対策官
03-5253-7525 (直通) … 杉原理事官、太田係長
ファクシミリ 03-5253-7535
電子メール syobodan@m1.soumu.go.jp
消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>